

# 平成28年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成28年3月18日(金)

東洋町議会

余 白

## 平成28年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成28年3月18日(金) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高島 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 光本 速雄 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 生松 克祐 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 大坪 靖幸 君  
税 務 課 長 補 佐 小池 昭平 君  
就 眠 課 長 補 佐 田岡いずみ 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 手島 憲作 君  
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 西岡 尚宏 君 1番 福島 登 君

平成28年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成28年3月18日(金) 午前9時00分開議

- [日程第1] 承認第1号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第2] 議案第1号 東洋町税条例等の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- [日程第4] 議案第3号 東洋町行政不服審査会条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第4号 東洋町行政不服審査関係手数料条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第5号 東洋町固定資産評価審査委員会条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第6号 東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第7号 条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

- [日程第11] 議案第10号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第12] 議案第11号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第12号 東洋町農業委員会の委員の定数に関する条例を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 東洋町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第16] 議案第15号 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
- [日程第17] 議案第16号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第18号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第20] 議案第19号 平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第21] 議案第20号 平成28年度東洋町一般会計予算を定めることについて

- [日程第22] 議案第21号 平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第22号 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第23号 平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第24号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第25号 平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第27] 議案第26号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第28] 議案第27号 平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第29] 議案第28号 平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第30] 議案第29号 東洋町過疎地域自立促進計画の策定について
- [日程第31] 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- [日程第32] 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

**[日程第33] 閉会中の継続審査・調査の申し出について**

- (1) 総務教育民生常任委員会**
- (2) 産業建設常任委員会**
- (3) 議会運営委員会**

**[日程第34] 一般質問**

平成28年第1回東洋町議会定例会 平成28年3月18日 金曜日  
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成28年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項条例1件、条例15件、補正予算4件、当初予算9件、その他3件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計33件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

3月10日、11日に、予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、3月11日に、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。

総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた、軽度外傷性脳損傷、脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書と、2017年4月の消費税増税中止を求める意見書は不採択と、産業建設常任委員長から、TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書は不採択との報告がそれぞれありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。



これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

賛成、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第1号、東洋町税条例等の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号、東洋町税条例等の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑は。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議長。

議長

(今宮 裕明議長)

はい。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

(自席より)この案件に対する、修正動議があります。

議長

(今宮 裕明議長)

ここで本案に対して、7番田島毅三夫君から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する修正動議の提出でございます。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙修正案を添えて、提出いたします。

別紙の修正案でございます。朗読させていただきます。

議案第2号行、政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のとおり修正する。

第1条第2項の、第13条第1項中前条を前条第1項に、の次に同条第4項委員は、見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。を同条第4項委員は、見識を有する者のうちから、議会が推薦し、町長が委嘱する。に改め、を加える。

もう一つです。第2条の第42条第3項第1号の次に次の1号を加える。

(2)行政庁は、審査会の答申に従わなければならない。

以上、2件を修正動議として、提出させていただきたいと思っております。

その提出理由として、少し皆さんに、お聞きしていただきたいと思っております。

現行法では、不利益や意に反する行政執行に対して、請求者住民が、町に請求した場合、町長が判断して裁決しておりましたが、その決定に不服がある場合には、訴訟しか手立てはありませんでした。

今回改正では、審理員という町職員が、請求者及び処分庁の町担当課長を呼び、三者面談のうえ審議し、審理員が判断し、その結果を町長に報告することになっております。町長は、その結果を、民間住民の第三者機関

に審査するよう諮問し、その結果を参考に最終判断を下すとなっておりますが、審理員も処分庁も町長部局の職員となれば、審理とは名ばかりで、結果は初めから決まっているようなものであります。

大きな市であれば、行政に関係のない公正な第三者を選べるかもしれませんが、本町のような小さな町では、住民は、何らかの関係で行政につながりがあり、そのつながりのある第三者機関の判定は、明らかに住民不利が想定され、そのうえ、町長は、その決定に拘束されないとなれば、万一、第三者機関が町長の意に反した判定をしたとしても、町長の思うがままの判断が可能となります。

こうした行政執行に対する住民の訴えや不服申立に対して、行政職員と担当課長、町長で審理し、その結果をもって第三者委員会に審理諮問しても、その答申に拘束されないとなったら、何のための第三者委員会か分からなくなります。

これでは、町長独断にお墨付きを与えるような条例改正であり、住民の権利不在も甚だしく、住民の代表として、また住民の側に立つ議員として、到底、了承できない。

よって、以上の理由をもって、条例修正を求めるものであります。

以上、審査のうえ、よろしくお願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

今、田島議員から修正案の説明を受けましたが、小さな町では、今の説明の中で何らかの関係が行政にあるということですが、議会が推薦ということになれば、議員は9名おります。ほとんどの住民が関係していると思います。第三者機関の決定に従うということは、第三者機関というものは、町長の任命を受けていろんなことを判断し、それを町長に言って、それを町長が決めるのが第三者機関であって、これに従うということは、自分はちょっとおかしいんじゃないかと思えます。

それともう一つ、仮にこの決定に従うとして、全委員を議員が推薦し、その委員でそれに従うて、町長がそれを任命してやったときに、何らかの責

任問題が出たときに、この責任は第三者委員会がとるんですか。議会がとるんですか。町長にとれというのは、ちょっとおかしいなと思うのですが、そこらをお聞きしたいです。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、西岡議員から、そういう反論といえますか、意見がございました、質問がございました。

議員は9人が全員です。この9人全員が、第三者の選任するんですけれども、第三者機関の3名をですね。それは、私は住民代表として、出てきている議員が選ぶ3人ということは、公平公正な、どちらにもかたよらない、その行政側の意向に沿わないといえますか、かたよらない公正な人を選べると、また、選ばなければならないという我々議員の使命があります。そういう立場で選ぶ人には、私はまったく問題はないと、こう思っております。

それから、第三者機関が、これは住民のそういうものに従うというのはおかしいということでありましたが、町長は前段で第三者機関に諮問するときに自分の意見を付け加えることができるんですよ。審理委員会からあがってきて。それから、その審理委員会からあがった報告に対して従わなければならないという条文はありません。ということは、審理委員会が仮に、住民側の立場にたった判決をしたとしても、その時点で町長はひっくり返すことができます。そこで、自分の考えを第三者機関に伝えるわけですから、その時点で町長の意向は十分に伝わります。そのうえで、第三者機関が公平な判断をするわけですから、それを町長がひっくり返すということになると大変なことになるという意味での修正でございます。

それから、もう一つありましたね。これをやったときに、問題の責任の所在でしたか、これはちょっと、うちも、ようまとめませんでしたが、議会の責任ということでしょうか。ちょっと自席でもかまいませんので。

(自席より、第三者機関が決定したことに町長が従うとなった場合の責任の所在が町長というのはおかしいと発言あり。)

わかりました。それはですね、仮に町長が、その判断をしたときに、それが第三者機関に反した判決を下ろして、それが間違っていたというものの責任と同じなんです。第三者機関も自分達の知恵やら知識やらそういうものを駆使して3人が相談して審理して、それで決定したものについては、私は

これは、仮に万が一間違っていたとしても、それは全員の判断であって誰の間違いであるというものではないと思います。そのときには、最終的には住民さんから、裁判という、訴訟という最終救済措置ができます。そこで争うことになるんですけれども、それは町長の判断と第三者委員会の判断と対等なものになると思いますので、その問題はないと思いますが、いかがでしょう。

再問があれば、お聞きします。

7番議員

(西岡 尚宏議員)

田島議員の考え方は、分かりました。

ただひとつだけ、議員は町民の代表です。町長も町民の一番の代表やと思います。それだけです。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより本案と合わせて討論を行います。

まず、原案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に

関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

まず、本案に対する田島毅三夫君から提出された、修正案について、挙手により採決します。

本修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、1名であります。

よって修正案は、否決されました。

次に、原案について、挙手により採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、東洋町行政不服審査会条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

ここで本案に対して、7番田島毅三夫君から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、議案第3号、東洋町行政不服審査会条例に対する修正動議、上記の動議を、地方自治法第115条の3及び議会会議規則第17条第2項の規定により別紙修正案を添えて提出いたします。

議案第3号、東洋町行政不服審査会条例に対する修正案、議案第3号、東洋町行政不服審査会条例の一部を次のとおり修正する。

第6条第1項の政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。の次に次の1項を加える。委員は、行政及び公共的役職に就いてはならない。また退職者も同様とする。

この1項を追加したいと思います。これが、修正案でございます。

そして、修正案の提出理由を少し述べさせていただきたいと思います。

ほとんど、同じでございます。略すわけにはいきませんが、こうした

行政執行に対する住民の訴えや不服申立に対して、行政職員と担当課長、町長で審議し、その結果をもって第三者委員会に諮問するといいますが、その答申に拘束されないとなったら、何のための第三者委員会か分からなくなります。最終的には、町長独断で決定できるような、出来レース的な手法の審査会条例は、これは、私は住民の代表として、住民の側に立つ議員として認めるわけにはいきません。こういう理由でございます。修正して再提案するよう求めたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより本案とあわせて討論を行います。

まず、原案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対の者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号、東洋町行政不服審査会条例を定めることについての件を挙手により採決します。

まず、本案に対する田島毅三夫君から提出された、修正案について、挙手により採決します。

本修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、1名であります。  
よって修正案は、否決されました。

次に、原案について、挙手により採決します。  
原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
挙手、7名であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、東洋町行政不服審査関係手数料条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
(自席より、なしと発言あり。)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(自席より、なしと発言あり。)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号、東洋町行政不服審査関係手数料条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
挙手、全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、東洋町固定資産評価審査委員会条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
(自席より、なしと発言あり。)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(自席より、なしと発言あり。)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号、東洋町固定資産評価審査委員会条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
挙手、全員であります。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号、東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

議案第7号、条件付職員採用及び臨時的任用職員の分限に関する条例を定めることについて、次の点をお聞きします。

地方公務員法、第29条の2第2項では、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができるかとあります。この条文によって今回の条例案があると思いますが、一般職員に適用される分限及び懲戒の基準、降任、免職、休職、行政不服審査法の規定は、条件付採用職員及び臨時的任用職員には、すべて適用されないのですかお聞きいたします。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

それでは、福島議員の質疑にお答えいたします。

ご指摘の内容については、そのとおりでございます。

以上でございます。

1番議員

(福島 登議員)

はい。再問ですが、それでは、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員がですね、行政の行った処分等について、修正や取り消しを求めるときは、どのような手続きによるかお聞かせをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えします。

最終的には、訴訟の中での判断と考えております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第7号、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の運用問題を聞きたいと思います。

ひとつ目です。第2条にあります、次の一つに該当しなければ免職できないという、そのひとつの中に、勤務成績が良くない場合ということが出ておりますが、この勤務成績が良くない場合とは、どんな場合を指すのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

勤務成績が良くない場合とは、本人に与えられた業務、上司の指示などで、業務内容が良くない場合でございます。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
では、お聞きしますが、その職員さんが今言われたようなものに該当する  
ような問題を起こした場合は、免職しなければならないととってよろしいでし  
ょうか、お聞きします。

議長 (今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)  
最終的には、判断して、そのような形になることもございます、ならないこ  
ともございます。  
以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
もし、その方が、仮にですよ、何年も何年も以前からそういう問題を起こし  
ていて、本人確認したところ、それを認めたという場合は入りますか、入りま  
せんか、お聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)  
質疑の内容の詳細が少しわかりませんが、それも最終的には、総合的に  
判断することになります。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
それでは、2問目に移ります。  
勤務成績が良くない場合、免職できるとありますね。課長が言われました

ように、誰がそれを査定して判断するんですか。

お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

誰が判断することについては、最終判断は町長になります。なお、所管の管理職と協議したり、検討したりする前提はございます。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

では、お聞きしますが、その職に就いている町長あるいは、その所管課の長がですね、それを免職させなかった場合の責任はどうなりますか、その問題が起こっているのに、それをさせなかった場合。それを本人が認めて、そういう問題があったということを認めておりながら、それを免職させない場合のその任免権者の責任を問います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

どちらにしろ、内容を見て判断するのは町長になりますので、責任は町長になりますが、そのおっしゃられている内容の総合的な判断は、こちらの方でいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

その場合、先ほどの議案第2号のですね、住民不服審査のそういうもの

が該当するのでしょうか。そういうもので、その住民さんからのそういう苦情、あるいは指摘や訴えというのは、それで行えるのでしょうか。

お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
お答えいたします。  
住民保護審査会というのはございません。  
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
では、こういう場合の救済とはどうなりますか。例えば。  
(事務局より、質疑回数が3回を越えたと発言あり)  
3問目に移ります。  
この3問目については、不適格とは場合を指すのか、これは1番目の質問によく似ておりますので、これはそれを該当させていただきます。  
今、質疑、答弁の中で、だいたい行政側のあれがわかって参りました。  
例えばですね、聞きますが、もし上記2項に沿って免職された場合、職員さんがですね、問題点があつて本人が認めて多年に渡ってそういう問題があつた、それを認めた場合、それでも居座つた場合、この本人が辞める気はないと言つた場合はどうなるんですか。その時には、本人が希望がなければ、意思がなかつても、それは上級庁、町長及びその所管課長、担当指導者からですね、免職できるんですよね。できないんですか。  
お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
お答えいたします。

おっしゃられている意味がよく分かりませんでしたので、当然ながら分限処分を受ければ、席には居れないと通常では誰もが思いますが、ということでもあります。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、少し視点を変えて質問させていただきます。

今回の場合、私はぼかして言っておりますけれども、事実、特定したそういう事案が起こっているのです、そういう形で聞いております。ところがですね、その方の所属するところの臨時職員さん募集が2月の何日でしたか、ごめんなさい、日にちは失礼しました。チラシによって募集公募してるんですよ。それを私は聞きました。こういう問題がある方を継続して雇うのかという担当者に聞きましたところ、そのまま継続すると。

(議席より、議長との発言あり。)

まあ、待ってください。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。質疑の範囲を超えておりますよ。注意します。次へ移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

聞きますが、そういうその方がおられるのに、そういう処罰もせんずくに新たに募集をかけて、その募集をかけながら複数の方が応募してきたとしても、その前の方を雇用するところ確言をいただいております。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。質疑の範囲を超えてます。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

じゃ、もうひとつ……。

(議長と田島議員の発言が交差して聞き取れない。)

議長 (今宮 裕明議長)  
次へ移ってください。注意します。

田島議員 (田島 毅三夫議員)  
そういう場合には、どうですか、これは免職者の責任だけで、免職させるという責任追及だけではなく、そういう不適正な不公平な素案をする・・・。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
え。

議長 (今宮 裕明議長)  
これ以上、勝手な発言をすると発言停止になりますよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
どいていかんのん。臨時的職員の今言う処分の。  
ちょっと休憩を取ってください。  
臨時職員さんの問題について、免職をどういう・・・。  
(議長と田島議員の発言が交差して聞き取れない。)

議長 (今宮 裕明議長)  
議場内で、勝手な発言をしないように。注意します。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
ちょっと休憩取ってくれ。休憩取ってくれてみ。休憩動議。ちょっと、5分でえいきに。ちょっと説明させてくれてみ。ちょっと止めて。  
(議席より、議長と発言あり。)  
ま、ちょっと待ってください。私の質疑で発言中ですから。あのですね、今言うほら、職員さんに対する今言うそのね、問題点をここでくろうとしよるんですよ。

議長 (今宮 裕明議長)  
ちょっと待ってくださいよ。

これ以上、勝手な発言をすると発言禁止になりますよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
退場させますか。じゃ、ちょっと待ってください。ほやきに、今、休憩取ってもろうて、今、説明しゆうきにほら。

議長 (今宮 裕明議長)  
休憩は取ってませんよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
休憩は取ってない。

議長 (今宮 裕明議長)  
休憩は取ってないですよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
じゃ、分かりました。  
私は自分の主張を言いますので、どこでもかまいません。中止命令出してください。  
この責任者の責任は、誰がどう取るのですか。こういう問題が起こっているのに、それをこの法に従って免職させない……。  
(議長と田島議員の発言が交差して聞き取れない。)

議長 (今宮 裕明議長)  
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
もうえいわ……。 (聞き取れない)

議長 (今宮 裕明議長)  
他に質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。



7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

この議案に対する、反対討論をさせていただきます。

こうした行政の密室的な馴れ合い慣習で、一部の問題ある仲間を守り、善良で言う行き場のない弱者住民が泣き寝入りさせられるような不合理な条例の制定には賛成できません。自治法の決まりに沿った1年交替や新しい人材の育成、雇用へ平等公平にチャンスを与えてられる権利に対して、それを無視し、さらにその主導者に対しての罰則もない、こうした行政擁護を認めるような今回の条例には、住民代表として絶対に認められません。

同僚議員の皆さんの、どうかこの我が意をくんでいただいて、この反対討論に賛成していただきたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。

反対者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決)されました。

日程第13、議案第12号、東洋町農業委員会の委員の定数に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号、東洋町農業委員会の委員の定数に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、東洋町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号、東洋町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

議案第14号、地方自治法203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、次の点をお聞きをいたします。

地域おこし協力隊の報酬月額16万6千円を16万6千円から20万8千円と4万2千円のアップまでの範囲を設けるということに改正するとしていますが、特定の有資格者また、特定の業務について、それ相応の経験を持ったものに対して職務の重要性、責任の度合い等によって報酬を与えるお考えだと思いますが、地域おこし協力隊員の士気にもかかることですので、報酬の格差を適正に審査運用できるかお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

福島議員の質疑にお答えいたします。

今回、地域おこし協力隊の改正や内容は議案説明でも述べたとおり、隊員のスキル能力、資格ですね、地理的条件を考慮したうえで、報酬額を決定するものです。通常の公募による隊員については、基本的に月額16万6千円を考えております。

本町からの特別な要請や依頼によって来られる隊員については、福島議員が言われるように職務の重要性や責任の重さ、またその隊員のこれまでのキャリア等を考慮したうえで報酬額の決定をしたいと考えています。

以上です。

議長 (今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)

再問ですが、それでは、平成28年度に新たに雇用を予定されている方以外の地域おこし協力隊員が、雇用期間中に認められた実績や能力等により報酬をアップさせる場合もあるかどうかお聞きをいたします。

議長 (今宮 裕明議長)

松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

福島議員の再問にお答えします。

先ほどの産建課長の答弁にもございましたけれども、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方、本町もそうですけれども、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域の維持、強化を図っていくことを目的とした制度でございます。

この目的に寄与できる、できている、またその活動について誰もが評価する状況や取組がございましたら、限度額内での報酬の見直しも検討はされるべきではないかなというふうに考えております。

柔軟な考えで、対応していきたいというふうに考えていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、平成27年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

6件、通告してあります。

まず、1件目から質疑させていただきます。

1つ目です。退職手当組合特別負担金が150万円補正でしておりますが、この追加した理由をお聞きしたいと思います。

今回の補正は、退職者1人の追加と聞いておりますけれども、特別追加負担金とは何か、通常負担金ではまかないきれない理由があったのか、お聞きしたいと思います。

まず、1点聞きます。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、田島議員の質疑にお答えいたします。

退職手当の特別追加負担金は、退職手当調整制度に基づいております。退職手当調整制度は、在職期間中の職責に応じて一定の差を設け、在職中の貢献度を、より適格に反映させる考えを人事管理、人事運用などに合わせた形で取り入れたものでございます。

これは国が平成18年に創設したものでございまして、それに準じて高知県市町村総合事務組合が適用しております。その算定にあたっては、平成8年度以降の退職者の履歴をもとに、調整額区分という表がございまして、これはその者が属していた給料表の級によりますが、その級の調整額区分金額の60月分を算定に用いることとしております。そのときに、特別追加負担金として負担するものでございまして、職員が退職した都度に発生する負担金でございます。

また、級によっては、発生しない場合もございまして、よって、通常の負担金とはまた別の負担金となります。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今後、28年度にも何名かの退職が予定されていると聞いておりますが、同様特別負担金が必要になるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)  
お答えいたします。  
そのとおりでございます。  
以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
町から全額支給されている、こういう退職金に対してですね、こうした特  
別的な負担金が増加している、こういうことに非常に私はその仕組み自体  
に問題を感じております。組合自体の経費等のことも聞いておりますが、そ  
ういう経費等のコストダウンして、こういうものを減らしていくような努力も願  
いたいと思います。  
平成何年でしたか、国より通達がありましたね、15パーセントの退職金  
の減額、あるいはまた勧奨退職の廃止、それから特別加級というのが出て  
おりますね、こういうものについても、これは町としてどのように対応されて  
いたか、ちょっと外れますがお聞きしたいと思います。お許し願いたいと思  
います。

議長 (今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長 (生松克祐総務課長)  
お答えいたします。  
先ほどの減額については、そのとおりになります。本町の場合は、市町  
村総合事務組合に入っておりますので、その基準に基づいて支給いたし  
ます。ですので、先ほどおっしゃられた減額についてもそのようになります。  
(自席より、決められた金額の減額は完了しているかとの発言あり。)  
完了はしていません。まだ経過措置がございますので、あと1、2年だっ  
たと思いますが、17パーセントくらい減額には、最終的になります、だった



と思います。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

ふるさと納税に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ふるさと納税の寄付金が215万円追加されましたね。この内容といえますか、これは補正ですから、どれくらいの方がそれぞれどれくらいずつ寄付してくれたのか、言える範囲でかまいません。

そのうち、地元出身者以外の人は何人かということを通告が出ておりませんが、できたらお聞かせ願いたいと思います。

これがひとつ目です。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

27年度は14件、219万2千円の寄付金をいただいております。これは、すべて町外の方でございますが、出身者となりますと、何名かはおりますが、詳細に町出身者かどうかというのは、ちょっと、すべては分かりません。

(自席より、パーセントは分からないかと発言あり。)

はい、パーセントもちょっと分かりません。すいません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

地元出身かどうかという把握ができてないという答弁がありましたが、仮にですね、返礼品を送るとしてもですよ、町出身者と町出身者でない方ということになれば、今いう品目にしたってですね、やはり違ってくるという、なると思うんですよ、しなければならんと思うんですよ。それからまた今後のこともありますしね、そういうこと

は、やはりそのカチツとしたデータといいますか、取っておくべきだと思います。それは提案しておきます。

寄付金が215万円追加補正されました。そのお礼代として、20万円が追加されましたけれども、どのような品物をお礼として送るのか。決まっている範囲でお答え願いたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

川田会計管理者。

会計管理者

(川田 真由美会計管理者)

返礼品について、私の方からお答えいたします。

東洋町に対してのふるさと納税寄付としてのお礼ですので、町内でとれました特産品の小夏等柑橘類、またジュース等の加工品、魚介、エビ、干物等を考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうお答えをいただきました。

今これぐらいのと言ったら言い方が悪いですね、よそと立ち向かおうと比べた金額を言っているんですけども、それくらいであれば、今、担当者が言われた物で十分間に合うと思いますけれども、今後ですね、よそのようにそういう受入をどんどん増やしていった額が増えて、それに対する返礼も多くなってきたときにですね、今言われたような物で間に合うのかという、小夏といえども、ポンカンといえども時季的な物です、ジュースといえどもどれくらいできるのか、生ものというのはどういう物を入れているのか、そういうことを考えたときに、これはやはり、そういう物の確保をまずは考えていかなければならないのではないかと思います。これは今後の課題として、対応していただきたいと思います。

奈半利はですね、27年度に約14億円寄付を受け取ったと、こう新聞に出ていましたね。28年度当初で、10億円その返礼品に約60パーセント分を。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島議員、外れていますよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
え、外れてるかね。

議長 (今宮 裕明議長)  
奈半利のことを。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
奈半利言わなんたらえいんか。  
ようするに、これを今言って、資料と言いますか、データを言って東洋町のこんなにしていきましよう、215万を増やしていきましようと言う意見を言おうとしよるんですよ。いきませんか。いや、議案で出ちゅうきに議案でやらしていただきます。

議長 (今宮 裕明議長)  
質疑では、自分の意見を述べることはできないということになっております。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
意見やない。説明しよるだけやないかね。

議長 (今宮 裕明議長)  
次へ移ってください。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
補正では8パーセントしか出てないんですよ。パーセントで言えば。20万円は。28年度。

議長 (今宮 裕明議長)  
次へ移ってください。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

命令ですね。

これは、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

この寄付金は積み立てておりますね、今後この基金でどのような事業を興すかという考えをもって積み立てているんですか、この質問はどうでしょう。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

質疑の範囲を超えています。

大きい3番へ行ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、3番目の質問に入ります。

産業振興推進総合支援事業、備長炭のことについて、お聞きしたいと思います。

1600万円が減額されましたが、その理由をお聞きしたいということでございます。まず、特用林産の土佐備長炭生産は、数少ない町の基幹産業になっておりますね。今回減額の理由は法人化による組み換えと聞いております。法人化されたらどのようなメリットがあるのか。

また、それによってどのような町とか地域とか、そのようなものにどのように関係していくのか、雇用の確保が増えるのかどうか、そういうことを含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

この予算の減額につきましては、アクションプランの見直しに伴い、法人化の問題がありましたので、県と協議をした結果、27年度の産業振興総合支援事業の申請を見送ることに決定したことによるものです。

あと、法人化によるメリットでございますが、取引先や金融機関からの信用が高まる、一定以上の所得がある場合は個人事業主よりも税負担が軽くなるなどがあります。あと言われました地域の貢献については、今のところ法人化による貢献につきましては、分かりません。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
2つ目の質問を聞きます。  
研修生はおられますね、何人おられますか、現在。それから、研修終了後、生産に係ると聞いておりますが、現在、研修生のうち何人が新たに窯を持って生産活動に入っているのか、お聞きしたいがいかがでしょうか。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
お答えいたします。  
27年度では、3人がそれぞれ窯を持って生産をしています。  
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
それでは、最後の3番目の質問をさせていただきます。  
現在の窯数と研修生の人数をお聞きしたいと思います、総人数です。そしてまた、再確認となりますけれども、この研修生はすべて住居を町内においておられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
お答えいたします。  
現在、この補助金で作った窯は7基ございます。それと、研修生の修了者については、申請が10人ございまして、修了者は7人となっております。

また、27年度につきましては、現在、1年目が2人、2年目が1人、それとあと住居につきましては、室戸市に1名、東洋町に2名となっております。現在、その土佐備長炭生産組合は東洋町8人、室戸市12人、その他問屋等で構成をされていることから、町補助金交付要綱を見直しをいたしまして、住所要件を町内から高知県内に住所を有する者に変更してございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうことです。当初は、町内に住居がなければいけないということやったんですよね。分かりました。

一つ、再問の形で1点だけ聞いておきます。

現在、だいたい出荷量というのは、どれくらいあがっているのでしょうかね。確認ができていれば。

(議席より、資料がないと発言あり。)

分からない。

年々のデータはとっておられますか。

(議席より、とっていると発言あり。)

分かりました。それはまた後でいただきたいと思います。

やはりあの、こういう補助金を使って、公金を使っての事業ですので、今後もどんどん伸びていただきたいと思うんですね。そのための、やはりまた色々アドバイスもさせていただきます。

以上です。これで3問目を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

引き続いて4番いってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

4番目に、高知県東部観光協議会の負担金について、お聞きしたいと思います。

平成28年度の当初予算には、この負担金は97万1千円が計上されていきました。今回、年度末のほんまに間に末も末も押し迫ってますね、なぜ172万円もの金額を負担するのか、ちょっと疑問に思っ

ております。

また、東部の範囲を聞きたいと思います、どこからどこまでか。負担金額は人口割なのか、その各市町村のですね、負担割合。それから、各市町村の負担金額を分かれば、分からなければかまいませんが、分かればお聞かせ願いたいと思います。

1 問目です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

それでは、田島議員の質問にお答えします。

今回の補正予算につきまして、172万6千円につきましては、高知県東部観光協議会設立のための負担金であります。また、平成28年度の繰越を予定しております。

財源につきましては、地方創生加速化交付金を充当しております。また、平成28年度の当初予算では、97万1千円を計上しております。合わせて269万7千円の負担金となっております。この協議会につきましては、東部9市町村、東洋町から芸西村が加入をしております。平成28年の4月の設立に向けて準備をしております。負担金の内訳につきましては、高知県が2500万円市町村が4022万3千円安芸市町村圏事務組合が563万2千円となっております。市町村負担金の4022万3千円につきましては、9市町村で負担割合内訳につきましては、均等割が10パーセント、財政額割が45パーセント、人口割が45パーセントとなっております。それと、市町村の負担金の内訳ですが、室戸市が990万7千488円、東洋町が269万6770、

(自席より、端数はいらないと発言あり。)

田野町が260万4千円、北川村が195万、芸西村が334万2千円、安芸市が1234万1千円、奈半利町が304万3千円、安田町が268万2千円、馬路村が165万2千円となっております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

分かりました。そういう財源的な内訳が分かりました、出資金のね。

2つ目になります。この協議会の役割分担、例えば役員ですよ、各市町村からそれぞれ役員が入っていくと思うんですが、東洋町の場合は何名とかいうような割り振りがあるのでしょうか。あれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから、事業内容及び事業計画書は出ておるのかどうか分かりませんが、手元には届いておりません。その確認がなければですね、予算の採否はできないんですよ、何遍も言いますが。予算書提出、案件を提出するときに、その今言う参考資料といいますか、データといいますか、最低それぐらいは出していただきたい。もういつから言ってますかね。こういうものがなければ、その会自体がどういうものか分からないということですね、審査がなかなかできない、採否は決められない。そういうことで、これはできてますか。計画書なり、そういう組織の割り振りなんかは。できておればお知らせ願いたいと思います。口頭でかまいません。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

田島議員の質疑にお答えします。

役員につきましては、市町村で各1名を予定しております。それから、観光協会が各市町村にあります、そこからも1名を予定しております。協議会の事業内容及び事業計画につきましては、平成27年度に高知家まるごと東部博を実施をしまして、広域観光事業を次年度以降もつなげるような取組や地域の情報発信、受入体制の整備や人材の育成、観光賞品の造成や販売、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図る内容となっております。

一例としましては、観光施設、体験プログラム、宿泊施設の入り込み客の確保、公報PRや旅行会社へのセールス活動、新たなターゲットとしまして、就学旅行客の確保や民泊登録の増加等を計画をしております。また、新たに旅行業の取得をしまして、新規での広域観光施設プラン等を予定をしております。

以上です。



議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
副町長、そういう計画書なりね、データがね、一緒に添えられちよつたら質問もする必要もないしね、ニコニコ笑ろうて手を挙げられるんですよ。今後、そういうものは一緒に付けてもらうようお願いしておきます。それから、今さっき色々と言われましたが、それについてこれは広域全体で取り組むんですか。それとも、そういうものに沿って、それぞれ各市町村がそれぞれで取り組んでいくんですか。広域と言うことですから、ひとつのグループとして取り組むとは思いますが、例えば、サーフィンが東洋町でやって、宿泊は室戸でやって、室戸の岬を見学してどこそこ見てという感じで、広域的なプランを組んでいくんでしょうかね。それが、もし決まっておれば、そこだけでも教えてもらいたい、というのは、これはまた怒られるかわかりませんが、耳ふさいでもらうちよつたらえい。

議長

(今宮 裕明議長)  
田島議員。質疑の範囲を超えています。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
私は、阿波南との交流も非常に大事やと思うんですよ。

議長

(今宮 裕明議長)  
質疑の範囲を超えています。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
はい、はい、分かっています。  
そういうことも、また今後の検討課題として、がんばってもらいたいと思います。  
5つ目の質問に入ります。  
町観光振興協会への補助金300万円の事業計画を聞きたい、ということでお聞きしたいと思います。27年度もあと半月を残すのみですけれども、この補助金補正は何に使うのか、事業内容の説明を求めたいと思います。

1つ目です。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
田島議員の質疑にお答えします。  
この補助金につきましては、地方創生加速化交付金を充当するため、補正計上をし、28年度に繰越して実施するものでございます。内容につきましては、観光振興協会の法人化に向けた取組に対する準備資金や事務所の設置に向けた必要経費等に対する補助金となっております。  
よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
当初予算でも、十分間に合ったのではないかという気があったんですね。ひとつ、うちがしつこいようですけど、この300万円の補助金に対する観光協会の活動計画を見てないんですよ。これを使ってどのような活動をするかと、ほんでこういうことではね、我々まったく金額だけを査定するということになりますんでね、ここで。これは、なかなかやっぱり、皆さん、どういう形で審査しよるか分かりませんけれども、やはりデータを出していただいて、色々質疑をして、そのうえで納得して、皆手を挙げていくような形にしないと、形だけの審査では、私はこれは大変な問題が起こってきやせんかと思っております。

役割分担表はいただきましたが、そのときに計画書が入っているかと思ったら入ってませんでした。これは新たにもらいたいんですが、もう間に合いませんね。今後ですね、失速状態のこの東洋町を活性化させるためには、この観光振興協会のですね、役割といいますか、活動といいますか、それに非常に私は期待しております。議会との連携や報告、連絡といいますか、そういうこともね、やっぱり密にとって、やはり町ぐるみでその、やっていかなければいけないと思っているんですよ。そういう意味からその補助金を使ってその体制構築は、そういう体制を作るというようなところまで、構想はできているんでしょうかね。この300万でね。事業の中にそういう町ぐるみを

観光協会を中心にした、その連携を取るような費用に使われるような計画は、

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員。質疑の範囲を超えています。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ちっと静かにしちよってくれ、聞きよんやきに。

お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

この300万円につきましてはですね、国の補正予算に対応しておりますので、今回、補正計上させていただいたと、実際の使用につきましては、28年度の中で検討していくということになっております。

とりあえず、地元の観光振興協会もですね、法人化に向けた準備をしているというふうに聞いておりますので、28年度にはそういう方向で使っていきたいなと思っております。あとの詳しいことにつきましては、また一般質問にも、同じような質問が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

6問目です。最後です。

移住者住宅改修工事費及び土地建物借上費として、計1238万5千円が追加補正されています。このことについて、お聞きしたいと思います。

移住者住宅1戸分として計上されたと、こう聞きました。この貸家をですね、どのような人にいくらで貸すのか、若者か、妻帯者か、町外の人移住者ならですよ、仕事が決まっていなければ、来てから仕事を探すようなことであれば、地元の人が仕事がない状態で、よそへ

移住しているんですから。そういう状態でね、以前の人もありましたが、そういうような困ることになったら大変です。どのような人に絞って貸し出すのか、貸し出し要綱があれば説明願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
田島議員にお答えしたいと思います。  
募集要綱については、今その案を作成中です。ただ、案の段階ではありますけれども、Iターンの移住者を優先に考えています。ただしですね、応募段階でUターンであるとか、家族の有無などの外形上の理由で対象者をさび分けする必要もないかなとも考えているところです。  
以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
町長の大きな姿勢の方針の中にね、人口増加、子育てというような子どもさんのですね、そういう支援といいますか、そういうことが打ち出されていますが、こういうものに対するその移住促進なのか、住宅なのか、目的がはっきりせんから、今言うようなあやふやな答弁になるんです。何を目的にこの事業をするのかということ、まず決めてからかからなければね、今現在進行中の中で未だにまだ要綱ができていないと、こういうことではね、まったく私は泥縄式になると心配しております。

できればですね、この私の質問の中に入れてましたが、町外の人移住者ならぬ、仕事を持った方、何かをする、何かをしようとして、この東洋町に来る方、あるいはまた、妻帯者の子どもさんのおるような方やったら人口も増えるし、学校の生徒さんも増えるし、そういうメリットもありますね。そういう何かの目的、それからまた仕事を持って何かをしたいというて来るような方に絞るとかね、そういうことも今後考えていただきたいと思います。

それから、2つ目の質問に入りますが、今回補正で1戸分が、これややこしいね、課長、説明するかい、もうえいか。ちょっとややこしいね、合計でいこうか、現在28年度分2戸の計上した分6戸分ですかね、

6戸分でいいんですね。6戸分が今、進行中もあります。それからまた、予算計上段階の分もあります。それから、繰越された分もあります。合計6戸が今、計画及び進行中です。どこの家をまだ借るかも決まっていないというものも何軒かあるようです。

これをね、私が今心配しているのは、そういう繰越や何やしながらやっていますけれども、もし万一、この予算がその間に工事費あるいは原材料費が上がったりして、そして入札ができない、落札ができないと、というようなことが起こったときに、追加補正をせんといかんようになったら大変なんですよ。だから、私は、急いでやってくださいとお願いしているんですが、このことについては心配はございませんでしょうか。課長、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
お答えいたします。

予算自体についてはですね、事業ですけれども、変更申請等も当然出てきますので、また概要が決まった中で、最終的に事業も組み替え等も認められておりますので、途中で予算が足らなくなって再度補正ということはまず考えてはおりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

どこでもかまいません、ストップかけてください。

再問させてもらいますが、この事業は、交付説明の中では空き家活用事業ということで交付されておりますが、この空き家活用というたら家を建てるだけではなくて、そこに来られた方の受け入れ窓口なんかの費用も入るんですか。その今言う事業というもののの中に、よその方からその案内とか問い合わせとか、それに対して説明とか、あるいは、こちらに来た方に仕事の斡旋をするとか、そういう色々な面での事業も入るんでしょうか。一つだけ教えてください。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
お答えします。

空き家活用という事業の中には、基本的に今あるのがですね、どうしようもない建物であれば除却、それと手を入れて再生できるようなものであればということで、こういうリフォームという物件がありますので、移住者に対する窓口の業務とか仕事の斡旋とか、それは入っておりません、この事業の中には。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号、平成27年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会

計補正予算(第4号)を定めることについての件を挙手により採決します。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
挙手、全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩を取ります。再開は、10時45分でお願いします。

(休憩時間:午前10時32分)

議長

(今宮 裕明議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間:午前10時45分)

日程第21、議案第20号、平成28年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島 予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(福島 登 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告をいたします。

3月10日と11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告いたします。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。

まず、歳入から報告をいたします。

町民税の収入が、前年度と比較して344万円増加していることについては、強制徴収の効果により、徴収が増加傾向にあること、国勢調査では人口減となっているのに、前年度と比較して、7.5パーセント増加していることについては、人口減を考慮した地方交付税の試算に、起債事業の交付税措置分を加算した予算となっていること、ふるさと納税寄附金300万円については、これまでの実績を根拠としていること、などの質疑、答弁がございました。

続いて、歳出について報告をいたします。

まず、総務費の、池・相間地区用地購入費247万5千円については、池地区集会所を建設するために、池・相間地区の土地817平方メートルを坪単価1万円で購入すること、DMV導入促進事業費補助金250万円については、JR北海道は経営難のためにDMVからは撤退しましたが、徳島県知事が阿佐海岸鉄道への導入に向けて国土交通省へ要望活動を行っており、同省も、線路の区間が短いことから導入可能と判断し、現在、検証委員会で検討を行っていること、安芸広域租税再建管理機構負担金1216万円については、本町からの職員を派遣するための人件費及び事務費の負担金であること、戸籍住民登録費の使用料及び賃借料1067万7千円については、マイナンバー



法施行に伴うシステム改修や情報セキュリティを強化するものであること、などの質疑、答弁がございました。

次に、民生費の、出産奨励金130万円については、第1子に20万円、第2子に30万円、第3子以降には50万円を支給すること、年金生活等支援臨時福祉給付金300万円は、住民税の非課税世帯を対象に、ひとりあたり3万円を支給すること、などの質疑、答弁がございました。

次に、衛生費の、ゴミ収集運搬車購入費450万円については、低床車で、狭い通路でも進入できるよう2トンもしくは3トンのダンプを購入するよう検討していること、などの質疑・答弁がございました。

次に、農林水産費の、農業委員会委員報酬137万4千円については、農業委員会等に関する法律の改正に基づいて、農業委員10名分と農地利用適正化推進委員3名分の予算であること、農業体質強化基盤整備促進事業工事請負費1450万円については、つづら、押野、相間地区の排水路と用水路の改修工事であること、緊急間伐総合支援事業交付金200万円については、継続事業として、20ヘクタールの間伐を計画していること、操業効率化促進支援事業8546万9千円については、漁船の方向探知器などの機器と甲浦漁協の重油タンクの新設費であること、などの質疑、答弁がございました。

次に、商工費の、海岸特別清掃委託料200万円については、白浜、生見、野根海岸の漂着物の清掃に係る委託料であること、観光物産センター改修工事200万円については、観光振興協会の事務所として活用するよう計画しているため施設全体を改修すること、などの質疑、答弁がございました。

次に、土木費の、都市計画変更委託料700万円については、甲浦駅周辺に高規格道路の整備が予定されていることに伴い、都市計画区域に指定されている甲浦地区の道路計画を変更すること、橋梁点検委託料1184万4千円については、町道に架かっている全部の橋を対象とした点検であること、道路橋梁新設改良費5900万円については、甲浦駐在所から五社神社、白浜国道から小松啓作商会、川島酒店から東洋歯科、野根旧国道の4区間を計画していること、などの質疑、答弁がございました。

次に、消防費の、津波避難路工事2500万円については、国費の申請手続きのため、6月以降の発注となること、戸別訪問事業22万5千円については、住宅の耐震化を促進するために、戸別訪問を実施

すること、応急期機能配置計画作成委託料648万円については、災害時の応急活動を円滑に実施するために、事前に応急活動場所を定めておく計画を作成すること、などの質疑、答弁がございました。

最後に、教育費の、東洋町いじめ問題対策連絡協議会委員報酬15万2千円については、小中学校のいじめ情報を共有するために年に2、3回程度開催していること、体育大会遠征補助金36万1千円については、県体、郡体などの正式試合に係る遠征費であること、体育交流補助金23万8千円については、他校との交流試合に係る遠征費用であること、東洋町体育会補助金60万円については、バスケットボール、バレーボール、野球、卓球、スカッシュバレー、バドミントン、グラウンドゴルフの7種目の活動に支援していること、などの質疑、答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、小松、高島、平山委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

一般会計当初予算への反対討論でございます。

まず、1番目にですね、要避難介護者支援データ作成事業の効果なし血税の無駄遣いについて、という題で反対討論させていただきます。総額207万円を投入したひとりで避難できない600人以上の弱者避難のための迷路づくり事業は、その無駄が2月29日の高聞記事にも大々的に指摘されました。つまり、日々変化する避難弱者の症状をどうやって把握するのか、ま

た、誰がどこへどうやって避難介助するのか、また、それを希望しない人はどうするのかなど、まったく手立てのできない無駄事業であり、前議会でも至急改善するよう厳しく指摘させていただいたものでございます。また、その改善策として前議会で提案した、同じ避難場所に逃げる隣近所の小グループを作り、そのグループごとに誰が誰をどのように介助して逃げるかなどの避難方法や避難路、避難場所の管理計画を作成してもらい、手薄なところには、消防や職員が支援する避難態勢に変換しようと提案しましたが、それもまったく貸す耳はありませんでした。こんな住民欠如の投げ捨てるような無駄事業は廃止すべきである。この費用を小グループ体制設置に使えと提案して反対討論とさせていただきます。諸君の賛同を求めたいと思います。

2つ目があります。

商工会補助金600万円の使途について、反対討論させていただきます。年々同様金額が補助されていますが、本年度についても事業計画書は議会にあがっていません。過去から経営相談や調査などの人件費として計上されていると聞いておりますが、年々減少する商業者や収益減少対策としてどのような調査や相談、指導を行ったのか、その結果はどう改善されたのか。高い、品物が少ない、サービスは悪いなどの理由で町外に買い物に行く町外買い物の防止策、あるいは、買い物弱者への移動販売対策はどうなっているのでしょうか。どう指導し、手を打ったのか報告がまったくありません。また28年度の事業計画書もあがっていません。もし、必要なら増額修正も行うことも考えなければいけませんが、これでは住民血税の支出をチェックする議会として審査できません。よって、それが明らかになるまで、歳出を保留したいと、以上の理由をもって反対討論いたします。

3つ目であります。勤勉手当2770万円の不適正支給について、ということで反対討論させていただきます。

今年も前年度どおり、職員ボーナスが5730万円、勤勉手当が2770万円計上されております。双方手当は、規定の率で支給されていますが、勤勉手当という職員の服務姿勢、実績によって変動のあるべき支給査定プロセスがまったく闇の中で明らかにされていません。平成27年度の支給実績表を請求しましたが、個人情報であり出せないと言われております。平成25年度に、担当者のミスが開示された資料を見ますと、50人の職員中、良好でないと査定された人が3人おりました。あとは全員が良好の部類に査定され、一律支給されているのであります。上司の庁内勤務状況の査定結果と言いますけれども、一番大事な住民への約束不履行、あるいは、連絡

報告の遅い、ないなどのズサンな対応の査定などは考慮されておられません。つまり、庁内の中でも机の上だけの査定であります。また、厳しく言えば、良好は当たり前であります。職員として、勤めの中での良好は当たり前であります。良好でない職員まで一定額支給するのは、勤勉という手当趣旨からも逸脱していると、こう考えております。特に優秀と、優秀の二段階ですね、の職員だけに報償的に支給する勤勉手当に改正して、残りの財源を弱者救済へ回せと要求していますが、検討すらされていません。こんな不適正な公金支出は賛成できないということで、反対討論させていただきます。

最後でございます。教育関係臨時職員の賃金3835万円を使つての再雇用についての反対討論をさせていただきます。

今回、教育関係事務員の臨時職員の再雇用募集チラシが出ました。この事務職員においては、過去多年において、公務員にあるまじき不始末について住民から指摘があり、上司の聞き取りの結果、本人は事実を認めたようです。慣れているという理由で、今回過去同様、無審査でこの人の継続採用は決定していると報告を受けました。よく考えてみてください、みなさん。これでは、過去から現在に至るまで採用されるかもと期待をもって募集のたびに応募してきた多数の住民さんの気持ちをどう考えますか、これは。裏切ってきたこととなります。募集以前に決まっていることですから。形だけの募集については、私は憤りを感じております。公的機関として、あまりにも問題が大きい。本年度については、もし、複数の応募者があれば、その人も含めて応募者全員がゼロベースで公正に審査をするように求めておりますが、返答がございません。応募した人の気持ちを考えれば、あまりにも道を外れていると指摘しましたが、聞いてくれません。この臨時職員募集賃金については、改善されるまでの間、反対したい。どうか議員諸君の反対討論賛成をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。

反対者の討論はありませんか。

8番、西岡尚宏君。

賛成者の討論ですね。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

本案に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

避難支援データ作成が、まったく役に立たないと言うが、各地区の今後の避難支援を考えるうえでも、必要であると思います。次に、商工会が、まったく何もしていないかのように言うが、プレミアム商品券の発行、雪のプレゼント、甲浦港でのイベントなど、地域振興に大いに貢献していると思います。次に、過去の数件の実態を元に、職員の手当すべてが不適正に支給されるかのように言うが、不適正の根拠がないと思います。次に、臨時職員の個人的な問題を取り上げて、教育関係のすべての臨時職員の雇用に否定的な考えは、義務教育を軽視していると思います。

以上のとおり、本案は、行政事務を執行するために、必要な経費でありますので、議員諸氏の賛同をよろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

反対者の討論はありませんか。

他に賛成者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号、平成28年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第21号、平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島 予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(福島 登 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告をいたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告をいたします。

償還推進助成事業費52万3千円については、起債償還が終了し、貸付金の回収業務の委託料のみが補助金対象となっていることから、これ以上の助成はないこと、弁護士委託料30万円については、弁護士に依頼する場合の費用であること、などの質疑、答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、小松、高畠、平山委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号、平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

(今宮 裕明議長)

日程第23、議案第22号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島 予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (福島 登 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告いたします。

一般被保険者国民健康保険税が前年度と比較して634万6千円減額していることについては、被保険者数の減少と、所得減による軽減世帯の増加が要因であること、レセプト事務臨時職員賃金158万4千円については、医療にかかった診療報酬明細書の内容が適正であるかの点検業務であること、などの質疑、答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、小松、高畠、平山委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、7名あります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第23号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (福島 登 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告をいたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査を行いました。

後期高齢者医療保険料が前年度と比較して644万円減額していることについては、高齢者数の減少と、保険料の軽減世帯の増加が要因であるとの、質疑、答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第24号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長（福島 登予算審査特別委員長）

予算審査特別委員会より報告をいたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告します。

低所得者保険料軽減繰入金229万5千円について、保険料の軽減対象者は、539名であること、介護予防支援委託費156万円については、包括支援センターが、要支援1と2の方を対象に、ケアプランの作成を委託していること、などの質疑、答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（今宮 裕明議長）

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（自席より、なしと発言あり。）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（自席より、なしと発言あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第25号、平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長（福島 登 予算審査特別委員長）

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。ホームヘルプサービス事務委託料1488万2千円について、職員数が減となっているが、利用者も減少していることから、職員数は適正と考えており、業務上、特に支障はないと考えているとの、それらの質疑・答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（今宮 裕明議長）

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（自席より、なしと発言あり。）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（自席より、なしと発言あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第25号、平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第26号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長（福島 登 予算審査特別委員長）

算審査特別委員会より報告いたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告します。

下水道受益者負担金72万円について、下水道への加入状況は、533件で供用率は約68パーセントであること、未普及解消アクションプラン策定事業600万円については、甲浦駅周辺の下水道未整備地域について、下水道整備の必要性を検討するものであること、管渠新設測量設計委託料600万円と、管渠新設工事1600万円については、原地区宮ノ西の町営住宅付近へ、下水道整備を計画している、などの質疑、答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（今宮 裕明議長）

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（自席より、なしと発言あり。）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（自席より、なしと発言あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計予算を

定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第27号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (福島 登 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告します。

水道使用料滞納繰越分46万円について、滞納件数は40件を見込んでいる、との質疑・答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第27号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第28号、平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (福島 登 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月11日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告いたします。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。

駐車場精算機リース料414万8千円については、生見駐車場の2基分の精算機リース代で、老朽化のための取替えであること、海の駅改修工事270万円については、海の駅の天井裏を倉庫として改築するものであること、などの質疑・答弁がございました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可決することに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第28号、平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩時間:午前11時27分)

(事務局より、予算審査特別委員会資料の修正について説明。)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間:午前11時28分)

日程第30、議案第29号、東洋町過疎地域自立促進計画の策定についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号、東洋町過疎地域自立促進計画の策定についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第30号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

議長

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第30号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第31号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第31号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、閉会中の継続審査・調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第34、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

質問の通告が5名ありました。

初めに、平山照生君、件名は、野根川旧国道に架かる旧橋付近の河川敷整備ことについて他1件であります。

答弁者は町長他、となっております。

平山照生君、質問を始めてください。

2番議員

(平山 照生議員)

最初の質問は、野根川河川敷整備、遊歩道となっている堤防と川の間  
の河川敷の整備についてです。

旧国道に架かる橋付近、現在、桜祭りを行っている付近から上流二本松付近までにサクラが植えられています。もう少しすると、サクラが咲き出し、かなりの数の花見客が訪れます。この場所は、花見の場所として定着し、役場関係者の協力して、ちょうちんなどを取り付けていただいております。気象庁の標準開花木もあります。現在、堤防と川の間  
の河川敷は一部分しか手入れがされておらず、せっかくの広範囲にサクラが植えられており、綺麗に咲いたサクラを通り抜けして観賞ができる状態にあるのに活かされておられません。

そこで、この河川敷についてですが、次の質問をします。

1、現在の車両侵入防止柵から、上流二本松付近までの堤防下の河川敷を通行できるように整備する。2、同じく河川敷に現在植えられているアジサイを剪定手入れする。

議長

(今宮 裕明議長)

平山議員、一問ずつやっていたら。

2番議員

(平山 照生議員)

まとめてやります。困る。そしたらひとつずつ、最初の1番からお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)



それでは、平山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、桜祭りにつきましては、野根川清流保全協議会が主体となって行われております。また、その会場となっている河川敷も同協議会が県から占有許可を受けて利用しているところです。ただ、桜祭りについては、過去22回実施されておりました、ご指摘のとおり町内外にも野根の桜祭りであるとか、あるいは、野根のサクラとして一定の定着はなされていると考えております。そこで、協議会へこの意見を伝えて、できれば歩調を合わせて県へ要望していきたいと思っております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)  
それでは、2番の質問に入ります。  
同じくその河川敷にアジサイが植えられております。このアジサイも現在、あまり手入れがされておらず、周りにカヅラが巻き付いておりますので、もうちょっと手入れをしてもらうたら綺麗になると思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
お答えしたいと思います。  
アジサイについてはですね、これまで毎年、野根川清流保全協議会が外部へお願いして剪定を実施しておりましたけれど、27年度については実施されておられません。これにつきましては、協議会でですね、サクラのテングス病対策を急ぐという判断がありまして、予算の関係上、見送ったという経緯があります。なおですね、以後、剪定をしないということではございません。  
以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

3番として、河川敷の足下に雑草が生え茂って、あんまり通行ができなくなっておりますので、その対策として、今の草を刈って、その上に芝生を植えて新たに下を作ってもらったらどうかと思います。この場所は、毎年、雨が多く降ったら水がそのもとにのって、表面が流されます。芝生やったら、根が張るんで流されることもないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

お答えします。

これにつきましても、最初の答えと同じになってしまいますけれども、協議会とお話をしまして、県へ歩調を合わせて要望していつてみたいと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

それでは、次の質問に入ります。

選挙に関する報酬の額についてです。

現在、行っている選挙の投票では、町の職員、一般からの立会人がいますが、この場合に、それぞれ支払う報酬額が固定しておられる一般の方の分と町の関係者との分とで、それぞれ額が違うのですが、その額が違うのはどうしてかと、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、平山議員のご質問にお答えいたします。

職員、住民による立会人等で金額が違うことにつきましては、選挙立会人などの報酬は地方自治法第203条の2に規定されております。この規定

の内容は、一部省略しますが、普通地方公共団体は、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対し、報酬を支給しなければならないこととなっております。よって、全国この条項により支給されております。この203条の2の規定の趣旨は、非常勤職員に限られておりまして、一般職の常勤とは区別されております。選挙立会人などは、非常勤扱いとなります。なお、本町と近隣の町村との選挙にかかる報酬を比較してみますと、本町は一番高い報酬となっております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)  
ちょっと、よくわからんのですが、私が言るのは、2番を飛ばして3番に入りますが、同じ仕事をするのに、それぞれの金額が違うやなしに、同じにできんのかなということを知りたかったんで、2番を飛ばして3番に入ります。

公平の観点から、同じにできないかということです。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
それでは、お答えいたします。  
職員の給料を基準にした計算の支払いにつきましては、一般職は給与条例の時間外手当の規定に基づき、正規の勤務時間以外の業務をする場合として支給するものでございます。職員はこれ以外支給できないことでございます。なお、選挙立会人は、先ほど申し上げました地方自治法203条の2の規定でしか支払いすることはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)  
平山照生君の質問が終わりました。  
ここで昼食のため休憩にします。再開は13時30分でございます。  
(休憩時間:午前11時43分)

続いて、福島登君の質問を許します。

(再開時間:午後1時30分)

件名は、計画的な防災対策の推進等について他4件であります。

答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。

福島登君、質問を始めてください。

1番議員

(福島 登議員)

議長、質問の機会をいただきありがとうございます。私からの質問は、いつものように要旨が長くなっており申し訳ございません。できるだけ省略しながら進めたいと思います。また、議案の質疑等だぶっていることもございますので、だぶっているところは省略しながらやりたいと思いますので、少し、皆様の協力をよろしくお願いいたします。

1つ目の質問は、計画的な防災対策の推進等についてでございます。

南海トラフ地震については、100年から200年周期で繰り返しマグニチュード8クラスの巨大地震が発生し、その都度、大きな被害が発生しています。昭和南海地震から70年が経過しており、今後30年の間の発生確率を60から70パーセントと言われております。東洋町地域防災計画では、防災対策に関して、町が行う義務を中心として、住民や関係機関の業務を含め、総合的に計画するとしております。防災対策の計画については、被害を想定し、それに対してどのような対策を講じ、被害の軽減につなげるかが重要でございます。このことについて次のことをお聞きします。

東洋町地域防災計画については、計画の中身を住民の皆様も知っておく必要があると思います。すべてをここで説明することはできないでしょうが、特に大きな危害を及ぼす可能性のある地震・津波の被害想定と被害軽減対策の進捗状況、今後重点的に進める必要があると考えている対策についてお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えいたします。

特に危害を及ぼす可能性のある地震・津波の被害想定では、高知県下では南海地震でございまして、その最大での地震の被害は本町において、地震の揺れで建物890棟、死者60人、負傷者440人、津波での被害は、建物840棟、死者1000人などとなっております。被害軽減対策としましては、津波浸水区域に津波避難路、避難場所として62箇所、もう少しありますが整備しております。また、生見、野根地区において、防災倉庫及び活動拠点施設など整備し、生見ではヘリポートも整備いたしました。

今後、重点的に進める必要があるのは、野根地区において避難タワー、白浜地区において避難タワーのかさ上げ、町内の避難路の整備計画がございまして。防災事業はこの他にも防災備品、備蓄品の配備、また、防災士の協力により家具転倒防止事業も着実に実施してきております。優先順位を付けながら順次、実施したい所存であります。また、財政的な面も今後見据えながら実施しなければなりません。平成28年度は、県の防災加速化交付金がなくなりますので、防災事業費の財政的には本町としては、より一段苦しくなるんですけども、今後、財政状況を見極め有利な補助金等ございましたら、活用しながら防災事業を実施して参ります。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

高齢者の住民の中には、「それほど大きな被害がない」「私達が生きている間は発生しない」など深刻に受け止めない人や、「津波が発生したら覚悟する」などあきらめともとれる考えの住民の方がおられるのも事実です。一人一人の命は、周りの住民にとっても大切な命です。対策を取っていれば助かる可能性がある命は、守らなければなりません。

このような住民の災害に対する意識高揚の活動も大事だと思いますが、どの様に考えておられますか、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

住民の意識向上につきましては、本町で実施しております防災訓練をはじめ、広報において啓発活動を実施して参ります。また、県も防災の意識として防災のパンフレット、テレビ、報道関係であればニュース等で色々啓発しております、高知県下では、本町といたしましては、広報等において啓発活動、また、他の市町村がどのように実施されておるか参考にしながら、今後検討して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

総務課長の答弁のとおりでございますけれども、若干補足説明をさせていただきます。

ハード的にはですね、厳しい予算の中で孤立しないための対策のひとつといたしまして、ヘリポートの建設でありますとか、防災倉庫の建設をしてきたところでございます。3年間は財政的に有利な加速化交付金を活用するというので、逃げるための対策として避難路の整備を優先をいたしまして、順次取り組んできたところでございます。また、白浜の人工地盤の増設は、県工事といたしまして年内に完成する予定となっております。また、高規格道路のルートの詳細でありますとか、アクセス道との関係も今後、具体化するものと思われるので、ハード事業につきましては、高規格道路と連携した整備を検討していきたいと考えております。現在は、平成26年度に作成をいたしました津波避難対策緊急事業計画に基づきまして、補助金の確保ができたところから取り組んでいるところでございます。補助金額との関係や用地交渉の問題もございますので、避難路整備の繰越予算を活用して、まだまだ整備をしていかななくてはならない状況でございます。

また、ソフト的にはですね、防災減災対策として、地震への備えに対する啓蒙、啓発も大事だと考えております。福島議員にも、大変お世話になっております、防災士の方々にですね、積極的に家具転倒防止対策を活用していただいておりますけれども、このような活動をしていただく中で関心の高いところやできる地域から取り組んでいただくうちに、啓発活動にも効果が生まれてきているというふうに感じております。このような制度をさらに充実していくことも「自分の命は自分で守る」との基本的姿勢や心構えの啓発に

つながっていくものと思っております。予算的にですね、なかなか何事も一度にはできないわけがございますけれども、できることから取り組んでいくということで、今後ともご指導とご協力をお願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ご答弁にもありましたように、ハード面ではかなり対策が進んでおります。ソフト面の防災対策を今後十分をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問です。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございます。

国は、急速な少子高齢化の進展に対応するため、特に地方の人口の減少に歯止めをかけ、人口減少克服と地方創生を合わせて行うことにより、将来に渡って活力ある日本社会を維持することを目指して、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定いたしました。東洋町でも、人口減少の抑制と持続可能なまちづくりに向け、基本目標と具体的施策を取りまとめる必要が急務であると考えています。このことについて、次の点をお聞きをいたします。

町長は、去年の6月定例議会で今年度中に東洋町版総合戦略を策定する予定とお話をしました。現在の策定状況と今後の取り組み、交付金の活用等についてお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

この総合戦略につきましてはですね、ご指摘のとおりでございます。若手と中堅職員で原案を事務局案として作成をしていただくとおりにしてございまして、現在、その事務局案を有識者会議のところに諮問をしているところでございます。意見をお聞きし、その原案にですね、修正を加えているところでございまして、今月中に答申をいただく予定としております。

また、この総合戦略はですね、毎年、見直しをかけていく中で追加する事

業でありますとか、削除する場合もあるかもしれませんが、原則、ソフト事業でなければならないということで、事務局案もなかなか戸惑いながらですね、時間がかかってしまいましたけれども、コンサル任せではなく、自分達だけで継続可能な施策をまず策定してみるということで進めてきたところでございます。答申いただければ、議会にも報告させていただきます。この総合戦略の補助金につきましてもですね、現在、補助金制度のような形になってきているというように思われます。当初、言われておりましたことから、使い勝手の良い交付金ではなくなってきているのではないかというふうに感じているところもでございます。人口の減少対策として、有効な手立ては、なかなか小さな規模の自治体では財政的にも限界がある中でございますので、ソフト事業としてご提言がございましたら、今後とも、ご意見を取り入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ただいま答弁の中に答申を受けてと言う言葉もございました。まず、人口減少に歯止めをかけるには、国や県、市町村が行う政策を住民が理解し、参加または主体となって物事を行わなければ実現することは難しいと思ひます。それには、計画段階から住民に公表し、意見を聞きくなど住民参加型の政策を進める必要があると思ひます。中には、耳の痛い意見が出ると思ひますが、町長には、今以上にオープンの議論をお願ひし、次の質問に移りたいと思ひます。

3つ目の質問です。観光振興と地域活性化等についてでございます。

東洋町観光振興協会は、設立して5年を迎えることなり、Iターンや地元若者の意見が多く取り入れられ、商工会青年部の活動も加わる中、東洋町補助事業の地域活性化プラン支援や商工持続発展支援も後押しとなり、東洋町の観光は活性化しつつあります。観光振興で地域をアピールし、人口削減の抑制が目標の一つとなると思われる東洋町版総合戦略の推進にもつながればという思ひがあります。このことから次の点をお聞きします。

東洋町観光振興協会の今後の展望をどのように期待をしているのかお聞きをいたします。



議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
福島議員の質問にお答えいたします。  
観光振興協会の運営については、現在、総務課企画調整室に事務局を置きまして職員が事務をつかさどっていますが、本来は独立した任意の組織であり、行政や観光事業者など連絡調整を行う中立的な立場で連携を図っていくことが望ましいと考えています。  
また、観光イベントの開催や観光誘致活動、自主的な観光客の誘致活動、観光案内など、観光を目的とする旅行者の利便性を図るとともに、観光地の整備事業など地域資源を最大限活用し、地場産品や時間消費型体験プログラムをはじめとする、商品・サービスを積極的に販売し、地域経済の自立・自走化を図っていくことができる組織となるよう期待をしております。  
私の方からは、以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
3つ目の質問です。  
地域活性化プラン支援事業と商工持続発展支援事業の文書では事業継続とありますが、事業の実績と今年度以降、28年度からの事業内容等についてとありますが、一部変更があるということも少し聞いておりますので、その内容についてお聞きをいたします。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
お答えいたします。  
地域活性化プラン支援事業補助金要綱については、従来と変更はございません。  
商工持続発展支援事業補助金につきましては、町財政がきびしい中、限られた予算の中で広く事業者の方に利用していただきたいという思

いから、28年度につきましては、これまで申請がなかった雇用安定確保につながる事業を廃止しまして、事業費の補助限度額を共同連携支援事業では300万円を200万円に、設備改善事業では200万円を100万円に、買い物弱者支援事業では200万円を100万円にそれぞれ引き下げをしております。

また、27年度の商工持続の補助金の実績でございますが、現在25件、補助金の交付決定額で完了していないのも含めると2585万2千円となっております。地域活性化プランにつきましては、11件、1031万4千円となっております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)  
再問です。

自主財源の少ない中から行っている、これら各支援事業について、住民の皆様にもご理解、ご利用いただき、移住を考える人たちには、強力に発信をしていく必要があると思います。

このことについて、東洋町のホームページですが、支援事業や補助事業等の案内窓口を集約し、アピールするページを新たに設けてはいかがでしょうか。項目としては「子育て支援」「高齢者支援」「地域活性化支援」「商工事業支援」「移住者支援」「防災対策支援」などです。ホームページ上でロゴやボタンなどに既成のページへリンクするようしておけばですね、1枚の窓口集約ページを新設するだけで簡単なことだと思います。現在の表示方は、決して見る方に親切なものになっておらず、東洋町をアピールする気持ちが伝わってこないと思います。このことについて、ご答弁をよろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)  
お答えします。

現在、ご指摘のとおり、少し非常に見にくい部分もございますので、また、

これ持ち帰りまして担当と協議して改善するようにいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

4つ目の質問です。まず、質問を聞いていただく中で、この議員提出一般資料というものがあります。これを見ながら次のふるさと納税について聞いていただきたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。

ふるさと納税制度の趣旨は、寄付者から貴重なご寄付をちょうだいして、それを財源として地域を活性化させることが本来の目的です。現在では、返礼品目的でネット上でも様々なポータルサイトが乱立をしております。このような状況でも返礼品に地元特産物を使ったりすることで、地域の活性化が進むのも事実です。資料の総務省が行った「ふるさと納税に関する現状調査」これはちょっと奈半利と書いてますが、全国版で奈半利版となっておりますが、これにもありますように寄付金を活用して、様々な事業も行えるなど、自主財源に乏しい本町にとってぜひ取組を強化する必要があると思います。このことについて次のことをお聞きします。

他市町村の状況も踏まえ、今後のこの取組みについて、どういうふうにお考えであるかお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

新たな取り組みといたしまして、平成28年度からですね、インターネットを活用して本町の特産品の返礼品を選んでいただき、行ってきたいと思ひます。インターネットでは、「ふるさとチョイス」という名前になって、色々特産品を指定できて、寄付金も同時にできるというようなことでございますので、そのようなサービスを開始する予定です。

以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
再問です。

後発的などころもごさいますが、素晴らしい実績を上げている奈半利町ですら最初は、返礼品となる地場産品が少なくて苦勞したり、やる気のある人材確保に苦勞したりしています。総合戦略とともに、町長の本気度が職員や住民に伝わる活性化の正念場だと思ひます。

通告はありませんが、このことについて町長のお考えを一言お聞きしたいと思ひます。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

福島議員に、お答えいたします。

議案質疑でも出ておりましたけれども、これまでの本町への寄付者はですね、基本的に返礼品を目的としない、主に本町出身の方からの純粋なふるさと納税ということが主体となっております。ご指摘のようですね、昨今はこの制度の趣旨に反しまして、返礼品の過熱競争となっている実態もあるわけでごさいまして、総務省からのですね、自肅の通達も出ているところでございまして、国会の中でも様々な議論もあるところであります。議員、指摘のとおりですね、この制度がいつまで続くのか分かりませんが、自主財源の乏しい本町といたしましても、他町村同様にですね、先ほど総務課長が答弁しました「ふるさとチョイス」によるインターネットを活用することの申込みをすでにしているところでございまして。

また、先月、職員3名が先進地と言ひますかね、奈半利町にも勉強にも行ってきたところでございまして。また、これまでは、年に何回かの特産品の返礼品経費を町長交際費から支出をしてきたわけでもございまして、予算の関係上ですね、本年度からは別途に予算計上させていただいたところで、3番手、4番手とはなりますけれども、返礼産品の買い上げがですね、地元還元に寄与できるような方向で取り組んで参りたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

町長に前向きな答弁をいただきました。  
最後に夢のある質問をひとつしたいと思います。

5つ目の質問です。2020年の東京五輪サーフィン生見大会と直前合宿誘致について質問させていただきます。

2020年の東京オリンピックに向け、これまで直前合宿誘致に取り組んできた宮崎県が追加種目候補の野球・ソフトボール、サーフィンの開催地として名乗りを上げることが明らかになっています。これまでもサーフィン大会について、関東周辺の千葉県や神奈川県も招致の動きをしております。本町は、サーフィン大会の招致を積極的に行ってきたことから、ここ数年間を振り返っても、日本のトップアマの最高峰である全日本サーフィン大会をはじめ、昨年は17年ぶりに世界大会が開催されるなど効果が出てきております。

この現状を踏まえて、東京オリンピックサーフィン大会招致と、さらなる交流人口拡大のため、直前合宿誘致に取り組むお考えがないか、町長にお聞きをいたします。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

2020年の東京にはですね、開催都市が提案できる追加種目について大会組織委員会が昨年の9月の28日の種目追加検討会議と理事会です、野球・ソフトボール・空手・ローラースポーツ、スケートボードですね、それとスポーツクライミング、そしてサーフィンと5競技団体による18種目の実施を国際オリンピック委員会に提案するという決めております。

サーフィンの選考理由につきましては、若者文化として広く定着しているという理由となっております。東京の追加種目の正式決定は今年ですかね、8月のIOC総会で決まるということでございます。結果はどうかは別といたしましても、昨年の7月17日に「サーフィンの東京五輪は正式種目

を応援する首長連合」が21市町村の賛同で発足をいたしております。高知県では本町と四万十市が参加をしているところです。現在は、36団体の参加というふうになっております。

こういう中でございますけれども、ご提言のですね、合宿という件につきましては、本町の場合、地理的条件と環境整備という点でですね、交通機関や宿泊施設ということに難点があるわけがございますので、なかなか実現には難しい状況だと思っております。しかしながらですね、正式種目決定となれば、競技会場でありますとか、合宿ということは別としましても、競技人口の拡大ということには必ずつながるというふうに考えておりますし、また、練習するような方もですね、利用する方もあるのではないかと、その波及効果は必ず本町や海陽町にも好影響が及ぶというふうに期待をしているところでございます。今後はですね、状況も見極めながら、県との情報を密にしていきたいというふうに考えております。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

大きな夢とおっしゃる方もおられると思いますが、十分、可能性はあると思います。積極的な取り組みをお願いするとともに、できる限りの協力をお約束し、私の質問を終わります。

長時間どうもありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君の質問が終わりました。

続いて、小松熙君の質問を許します。

件名は、DMV導入促進事業補助金についてであります。

答弁者は、町長他となっております。

小松熙君、質問を始めてください。

4番議員

(小松 熙議員)

DMV導入促進事業補助金についてですが、本年度の予算でDMV、デュアルモードビーグルですかね、導入促進事業補助金250万円の予算が出て、先ほど決定しました。出す以上、有効に利用できないか、考えるところです。DMVが動き出せば、全国初の乗り物になります。

これを観光的に使えないかと思う。阿佐鉄に鉄道プラスバスの許可を取らして、室戸岬まで走らすと観光的に十分使えるのではないか。人間は、元来新しいもの好きであり、珍しいものは、我が先に見学に、写真撮影に来ます。阿佐鉄の軌道では、トンネルが多く景色の良い所が少ないが、室戸岬まで海岸を走らすことによって景色が良く、リピーターを増やせると考える。

また、室戸市と連携して室戸ジオパークの客を相互に呼び込むことができるのではないか。DMV導入は、阿佐鉄の赤字をいかに少なくするかを主眼に考えたものであり、徳島県側に協力することは、大事なことでありますが、メリット分は東洋町が多くもらうことが、予算が有効に活用されると思いますので、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

阿佐東線のDMVの導入については、現在、徳島県、高知県他関係市町村等で協議会を設立する準備をしております。開催時期は、3月中であるとのことございまして、導入までの準備、導入内容については、その時になれば詳細に分かりますので、分かり次第ご報告いたします。なお、導入に向けましての現在の状況は、国のDMV技術評価委員会がございまして、ここで中間のとりまとめでは、一定の条件はあるものの技術的には問題ないとしておりますので、国は阿佐東線なら導入に現実的などの回答を得ております。

なお、議員がご質問しております、鉄道、バスとの連携、室戸岬までの運行とございますが、それらについては検討課題をクリアすることが多々ございまして、その部分も含め、現在、問題点の洗い出し、今後の協議会での検討協議となって参ります。本町にとって有効に活用されるよう提言して参りたいと思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
小松熙君の質問が終わりました。  
続いて、高畠俊彦君の質問を許します。

件名は、甲浦駅舎について他2件であります。  
答弁者は、町長他となっております。  
高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、私の一般質問をはじめさせていただきます。よろしくお願いたします。

まずはじめに、甲浦駅舎について質問いたします。

甲浦駅は、そろそろメンテナンスをする時期に来ているのではないのでしょうか。駅の利用客、観光客、地元住民から駅の管理ができていないという声が耳に入り、現地を見に行き参りました。

壁、柱に、ツバメの糞がこびりつき、屋根は塗装がはげて真っ黒であります。外壁は塗装が薄れ、屋根のトイはあちこちさびておりました。管理ができていないと言われてもしかたのない状態であります。修繕をしなければならない時期に来ていると思いますが、考えを聞きます。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課  
長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

それでは、高島議員の質問にお答えします。

甲浦駅舎についてですが、議員の指摘のとおりメンテナンスの時期に来ております。建物は平成4年建設ですので、約24年経過しております。これまでも、小さい修繕は行ってきているのですが、大規模修繕は行ってないと思えます。今後、検討していかなければならないと考えていますが、DMV導入計画等により、駅舎の移設も考えられることから、計画が決定するまでの間、当面は大規模修繕については見合わせたいと考えておりますが、必要な修繕については実施していきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)



甲浦駅は、徳島県から高知県へ入って最初に降りる高知県側の東の玄関口であります。東洋町の財政が厳しいということは、私はよく分かっておりますが、観光客、町外の利用客にとっては関係ありません。先ほどの答弁のような計画があるならば、予算の無駄遣いということにもなりかねませんので、屋根に関しては先延ばし、大きな修繕に関しては先延ばしをいたしますが、館内のツバメの糞に関しましては急速に対処してもらいたいと思います。なお、付け足しておきますが、駅舎に限らず、町管理の施設はいっぱいあると思います。できることなら、年に1、2回点検し、住民から苦情が来る前に対処してもらいたい。答弁は結構でございます。

2つ目の質問に入りたいと思いますが、かまいませんかね。2つ目の質問に入れさせていただきます。

2つ目の質問といたしまして、阿南安芸自動車道について質問いたします。

東洋道路のインターチェンジアクセス道路は、東洋町が作成すると聞いております。前回の自動車道アンケート調査の時にも、調査員の方にも話したのですが、東洋町には国道を走っている車が、津波が来る時、すぐ分かる避難場所への避難道路が見つかりません。人命を最優先と言うことであれば、甲浦、生見、野根へ整備する自動車道を避難場所として、そこへアクセス道路を作ってもらいたいが、町の考えをお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課  
長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

それでは、質問にお答えします。

阿南安芸自動車道についてですが、阿南安芸自動車道の国への要望活動においては、命の道として巨大地震などの災害発生時には、最大の津波高でも浸水しない、壊れない、住民の命を守る道路整備について、強く要望を行ってきているところでございます。

また、インターチェンジの整備については、県が実施主体となりますが、その整備計画ルートについては、町と協議をして決定し、それを基に都市計画の変更を本町が実施することになりますので、インターチェンジの整備に合わせて、現道の整備についても今後、検討する必要があると考えております。

以上です。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高島議員へお答えいたします。

私の方から、ちょっと補足説明をさせていただきます。

この高規格道路につきましてはですね、当然に防災対策としての位置づけでありますとか、地域資源の活用や観光事業、産業の振興にもつながるということで、陳情や要望活動へ取り組んできたところでございます。計画段階評価での有識者会議の検討資料では、整備目標といたしまして、牟岐から野根間の24キロ間につきましては、80キロで走行できる2車線の自動車専用道路として整備をするということになっております。

防災面についてはですね、国道55号線の代わりとして利用できること、2点目といたしまして、地域の防災拠点施設への円滑な連絡が確保できること、本町の場合、ヘリポート基地が該当になると思います。3点目といたしましては、避難路と連携をし、一時的に避難場所として活用できること、また、医療体制面では医療施設への搬送時間の短縮や患者への負担軽減が見込まれること、産業面におかれましては、輸送時間の短縮や商品の品質確保が見込まれること、また、観光面では時間短縮により立ち寄り箇所や滞在時間の増加が見込まれること等が議論をされておりました、今般のバイパス案が決定をされたということでございます。

以上のことから、都市計画の変更資料作成にはですね、インターへの接続道も現道の活用もですね、検討されるわけございまして、インターチェンジにつきましては、避難場所として活用されるべきことの位置づけとして検討していくこととなると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)  
高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

先ほどの町長が言われましたが、東洋町を走る自動車道は当然、避難場所として利用できるかと考えております。誰しも考えると思うのですが、私も

町外に出て車で走っているとき、今地震が起これば津波対策としてどこへ逃げるか、逃げようかと私はよく考えます。そのようなことを考えれば、町内ではよく逃げられるような場所が目につきます。しかしながら、東洋町には国道を走っていて、避難道路が目につきません。予算の問題で東洋町に3つものアクセス道路を国道から通すというのは、なかなか難しいかもしれませんが、人命を第一にということで、ぜひ、アクセス道路を要望の中に入れてもらいたい。三つのアクセス道路ができれば必ず何十人の人たちの人命が救われると思いますし、また、我々町民の中にも命を落とさずに済む人が必ず出てくると思います。人命第一であります。よろしく願いいたします。答弁は、当然先ほど答弁してくれたと同じような答えが返ってくると思いますので結構でございます。

3つ目の質問に入らせていただきます。

東洋町の人口減少について質問をいたします。

昨年実施された5年に1回の国勢調査では2583人と発表され、5年前から比べると364人の減であります。10年前に比べると803人の減となっております。人口減とともに、この5年間で地方交付税が2億8千5百万円減となっており、おそらく、この先5年間、2億円以上の地方交付税が減らされると思います。年間予算の51.3パーセントを、この地方交付税でまかなっている東洋町にとっては、大きな痛手でございます。人口減をなんとかくい止めなければ、10年先には、現在行っている住民サービスへの影響を危惧しております。

人口減をくい止めるには、第一は、雇用場所であり、執行部も、日々努力はして知恵を絞ってくれていると思いますが、歯止めがかかりません。

第二に、住む場所であります。東洋町には、空き家、空き地は、多分に見かけますが、南海地震で最大クラスの津波が来れば、住宅の3分の2が浸水すると想定されています。そのような場所に、これから子育て、県外から永住したいと思う人が家を建てるのでしょうか。東洋町過疎地域自立促進計画へも、宅地の開発が遅れている関係で、若者が町外へ流出する傾向もあると載っております。明記されております。そのような人たちのために、安心して永住できる場所を町が整備する。そのようなことも人口減をくい止めるには、考える時期に来ているのではないのでしょうか。

町長にお考えをお聞きます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高畠議員にお答えいたします。

行政報告でも申し上げましたけれども、本年度からの交付税の影響額をですね、見極めながら財政運営を行っていく必要があるわけがございます。様々な取組も有利な方策も検討して、取り組んできたところでございます。この人口減少はですね、自然減の減少とこの状況はまだまだ続く想定をされております。住基人口では、本年2月末では2722人ということになっておりまして、先月から5人の減というふうになっております。様々な取組の中ですね、なんとか2060年には2000人を維持したいというふう考えているところでございます。

なかなか厳しい現状があるわけですが、ご指摘のですね、宅地開発ということにつきましては、用地交渉も含めまして財政面のこともございますので、すぐには実現できないというような状況にあるわけでございます。しかしながらですね、現在の情勢下でも地元の家を建てる方もおられるわけでございます。現時点ではですね、空き家でありますとか、空き地の活用を優先していくなかで財政状況も勘案しながら、防災対策、先ほどのご質問にもございましたように高規格道路も見据えまして、ヘリポート用地周辺の整備も検討していかなければならない時期に来ているというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

高畠俊彦君。

3番議員

(高畠 俊彦議員)

再問いたします。

くどいですが、同じようなことを言います。

東洋町過疎地域自立促進計画、集落と整備の現況と問題点として、本町には宅地などの開発が遅れている関係で若者が土地を求めて町外へ流出する傾向があり、今後、定住対策の一環として宅地開発を推進する必要がある、と明記されております。ひとりの若者が土地を求めて、流出というのはその場所に家庭を築くということであり、大きく言えば子々孫々何十人かの東洋町にとっては大きな損失であります。人口減対策は、急務を要する

問題だと私は思っております。なんとか、なかなか難しいことなんですが、なんとか知恵を振り絞り、少しでも人口減を食い止める対策をよろしくお願ひします。答弁は結構でございます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問へ入りますが、通告書を確認しましたところ、質問2と6については、職員の名誉にかかわる内容があったことから、議会の品位に欠ける発言にあたると議長として判断しましたので、この質問は認めません。したがって、質問1

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ちよつと。

議長

(今宮 裕明議長)

選挙公約である、人口減少をどうやって食い止めるのか

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議長。

議長

(今宮 裕明議長)

と、質問3、

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ちよつと休憩を取って。

議長

(今宮 裕明議長)

4、

7番議員

(田島 毅三夫議員)

休憩取って。

議長

(今宮 裕明議長)

5、7の5件について、

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
休憩取って。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島毅三夫君の質問を許します。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
休憩取って。

議長 (今宮 裕明議長)  
答弁者は、町長他となっております。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
休憩取って。休憩取って。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島毅三夫君、質問を始めてください。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
休憩取って。  
これは、議長、昨日、私はあなたと。

議長 (今宮 裕明議長)  
議場内で勝手な発言をしないように。注意します。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
皆さん、こんなことがとおりますか、これが。

議長 (今宮 裕明議長)  
勝手な発言はしないように。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
ちゃんと通告を。

議長 (今宮 裕明議長)  
注意します。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
こんな横暴するかね、あなたは。

議長 (今宮 裕明議長)  
参考に、会議規則第61条第2項では、質問者は議長が定めた期間に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。第61条第1項では、議員は町の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。第102条では、議員は議会の品位を重んじなければならない、と明記しております。よって、通告書を提出したからといって、質問を許すということではなく、議会の品位を欠く内容の質問は、到底、許可はできない。以上。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
(自席から) 待つて、あの議運、誰やったかな。議運とって、高畠さん。

議長 (今宮 裕明議長)  
議場内で、議場内での勝手な発言はしないように。注意します。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
(自席から高畠議員へ) 議運、議運開いて。

3番議員 (高畠俊彦議員)  
(自席で田島議員へ) いや、ちょっと、そのかわり、議場では。

議長 (今宮 裕明議長)  
これ以上勝手な発言をすると、発言禁止にしますよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
(自席から) ちょっと待つて。そういう。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島毅三夫君。これ以上勝手な発言をすると、発言禁止にしますよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
(自席から)私の通告をあなたは見てね、あなたが注意してきたのは、  
昨日の夕方でしょ。ね。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島毅三夫君。先ほど注意しましたが、なお、議長の命令に従わないの  
で

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
ちゃんと、何や。

議長 (今宮 裕明議長)  
地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで  
発言を禁止します。以上です。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
(自席より)会議は閉会し、ほんなら。

議長 (今宮 裕明議長)  
これで、本日の議事日程はすべて、終了いたしました。  
これにて本日の会議を閉じます。  
これで、平成27年第1回東洋町議会定例会を閉会します。  
どうもお疲れさまでした。  
これにて議会放送を終了します。  
(閉会時間:午後2時28分)